

第 1 章 概 要

1 管内の概要

(1) 管内の概況

当センターの所管する地域は、神奈川県ほぼ中央部に位置する大和市と綾瀬市の2市で、管内の面積は、49.23km²、令和5年1月1日現在の人口は、326,302人（神奈川県人口統計調査）である。

大和市の概況

大和市は、面積27.09km²で南北に細長く、丘陵起伏のほとんどない台地である。鉄道は、中央部を東西に相鉄線、南北に小田急江ノ島線、北部に東急田園都市線が走り、道路網は、主なものに国道246号線や同467号線、主要地方道丸子中山茅ヶ崎線があり、交通の利便性に恵まれている。

昭和34年2月1日に県下で14番目の市として市制が施行され、平成12年11月1日に特例市となった。

令和5年1月1日現在の人口は、243,067人で人口密度は、1km²当り8,973人であり、県下では川崎市に次いで2番目の過密都市となっている。

昭和63年3月に「大和市保健福祉センター」を設置し、市民の健康づくりや福祉活動に取り組んでいる。

綾瀬市の概況

綾瀬市は、面積22.14km²、自然環境に恵まれた相模野台地に位置し、大和市、海老名市、藤沢市に接している。昭和35年頃までは、純農村地帯であったが、高度経済成長期以降は横浜まで約20km、都心へも約40kmという地理的条件から、工業団地、住宅団地が開発され急速に都市化が進み、昭和53年11月1日に県下で19番目の市として市制が施行された。

令和5年1月1日現在の人口は、83,235人で人口密度は、1km²当り3,759人である。

昭和59年12月に「綾瀬市保健医療センター」を設置し、市民の健康づくりの取組みを進めており、平成29年10月1日に新たに「綾瀬市保健福祉プラザ」を開所し、福祉、介護、保健、医療の連携拠点として業務を行っている。

(2) 面積・世帯数・人口等

ア 面積・世帯数・人口

	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人 口		人口密度 (人/km ²)	老 齢 人 口		児 童 数		
			総数 (人)	1世帯当 り人員 (人/世帯)		65歳以上 (人)	人 口 比 (%)	6歳未満	6歳以上 18歳未 満	計
大和市	27.09	114,417	243,067	2.12	8,973	57,190	23.5	11,506	24,226	35,732
綾瀬市	22.14	35,296	83,235	2.36	3,759	23,007	27.6	3,522	9,578	13,100
計	49.23	149,713	326,302	2.18	6,628	80,197	24.6	15,028	33,804	48,832
時 点 出 所	R5. 1. 1(神奈川県人口統計調査結果)					R5. 1. 1※ (神奈川県年齢別人口 統計調査結果)		R5. 1. 1 (市役所ホームページ住民 基本台帳年齢別人口)		

イ 人口の推移 (各年1月1日現在) (神奈川県人口統計調査結果) (人)

	28年	29年	30年	31年	R2年	R3年	R4年	R5年
大和市	233,470	234,138	235,378	235,816	237,894	239,644	241,583	243,067
綾瀬市	84,500	84,367	84,250	84,307	84,484	83,745	83,304	83,235
計	317,970	318,505	319,628	320,123	322,378	323,389	324,887	326,302

ウ 65歳以上人口の推移 (各年1月1日現在) (神奈川県年齢別人口統計調査結果) (人)

	28年	29年	30年	31年	R2年	R3年	R4年	R5年
大和市	53,555	54,932	55,922	56,565	57,205	56,802	57,078	57,190
割合	23.1%	23.6%	23.9%	24.1%	24.2%	23.7%	23.6%	23.5%
綾瀬市	21,773	22,379	22,746	23,008	23,166	23,174	23,214	23,007
割合	25.9%	26.7%	27.1%	27.4%	27.6%	27.7%	27.9%	27.6%
計	75,328	77,311	78,668	79,573	80,371	79,976	80,292	80,197
割合	23.8%	24.3%	24.8%	25.0%	24.9%	24.7%	24.7%	24.6%

(3) 保健・医療・福祉施設総括表

ア 医療関係施設の状況 (令和5年3月31日現在)

	医療施設等 ()は病床数					薬事施設		施術所	
	病 院	一 般 診療所	歯 科 診療所	助産所	歯科 技工所	薬 局	医薬品 販売業	あんま・ はり・灸	柔道整復
総 数	10(1,775)	211(68)	169	7	41	134	80	214	119
大和市	9(1,607)	179(39)	142	4	32	115	61	181	101
綾瀬市	1(168)	32(29)	27	3	9	19	19	33	18

(4) 外国籍県民の概況（国籍別外国人登録者の推移）

		総数	中国	ベトナム	韓国	フィリピン	ブラジル	ペルー	スリランカ	タイ	その他
神奈川県	H31年	212,567	68,912	19,801	27,781	22,192	8,478	6,148	3,002	4,426	51,827
	R5年	239,301	70,390	29,203	26,733	24,358	8,606	6,210	5,061	4,387	64,353
管内計	H31年	10,325	1,708	1,726	900	1,067	880	923	515	456	2,150
	R5年	11,931	1,802	2,437	855	1,127	902	918	948	336	2,606
大和市	H31年	6,653	1,436	909	731	819	312	721	88	232	1,405
	R5年	7,524	1,559	1,269	706	935	293	719	127	182	1,734
綾瀬市	H31年	3,672	272	817	169	248	568	202	427	224	745
	R5年	4,407	243	1,168	149	192	609	199	821	154	872

* 数字は令和5年1月1日現在

* 神奈川県国際課：外国人登録者統計：市(区)町村別主要国・地域別外国人数

2 保健福祉事務所の概要

(1) 沿革

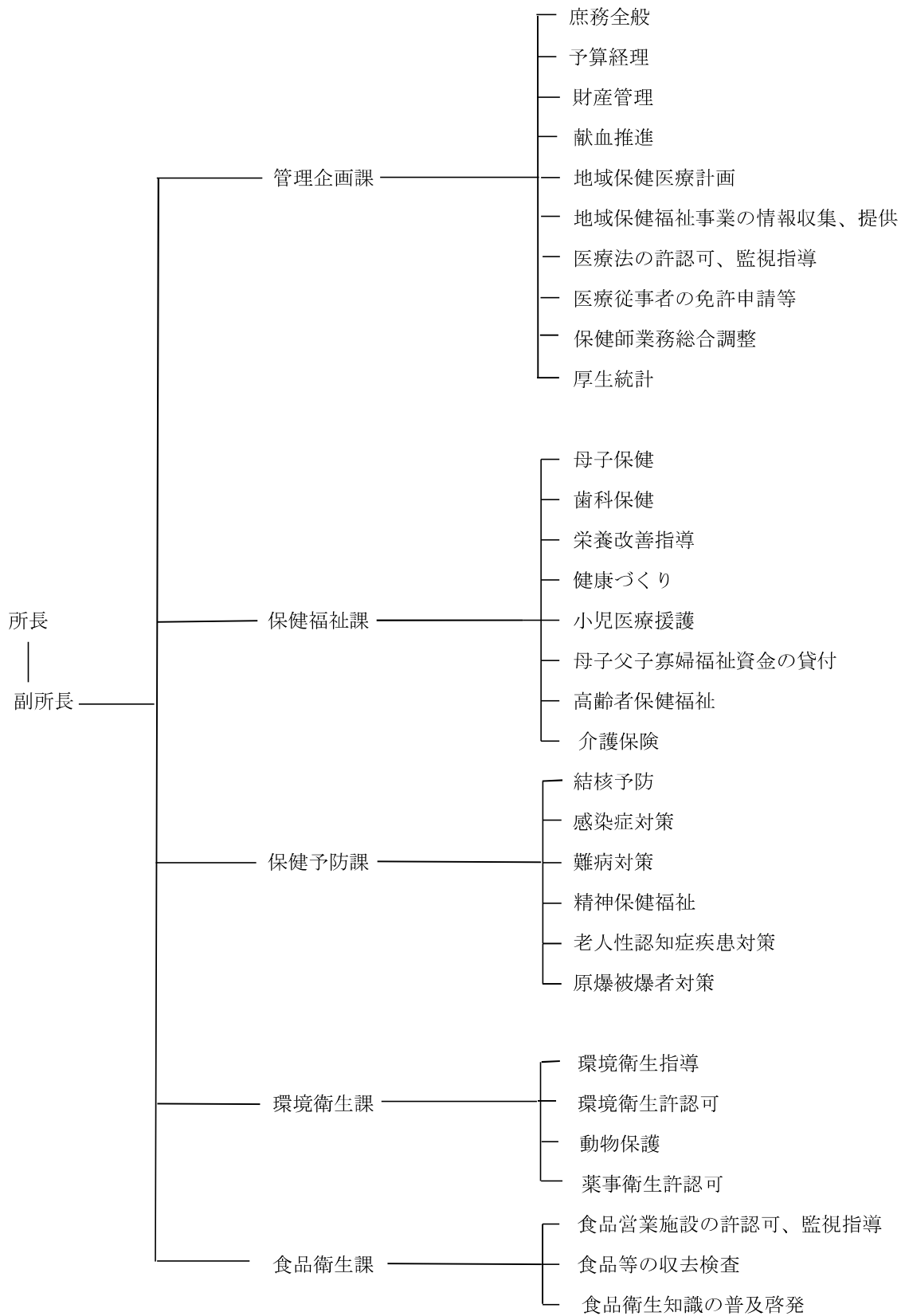
昭和28年1月29日	大和市下鶴間 3166 番地に藤沢保健所大和出張所として発足、所管区域は大和町
昭和31年11月1日	保健所法に基づく支所に昇格、藤沢保健所大和支所と改称
昭和34年2月1日	大和町が大和市となり、所管区域が1市となる。
昭和40年4月1日	大和市中心1丁目5番26号に庁舎新築 保健所に昇格し、大和保健所と改称、所管区域が大和市、綾瀬町の1市1町となる。
昭和45年7月16日	次長制の施行、保健婦室の設置
昭和47年3月31日	犬管理センター設置により、犬拘留所廃止
昭和53年11月1日	綾瀬町が市となり、所管区域が2市となる。
昭和58年6月1日	保健婦室が、健康指導課となる。
昭和61年4月1日	試験検査部門を厚木保健所に統合
平成4年4月1日	衛生課を環境衛生課、食品衛生課に分割
平成9年4月1日	組織変更により大和保健福祉事務所・大和保健所となる。また、健康指導課を廃止し、保健福祉課を新設した。
平成20年4月1日	組織変更により名称を見直し大和保健福祉事務所となる。
平成26年4月1日	保健福祉事務所の再編・統合により名称を見直し、厚木保健福祉事務所大和センターとなる。

(2) 歴代の保健福祉事務所長（歴代保健所長は裏表紙内側に別掲）

初代	堀井昌子	（平成9年4月1日～平成11年5月31日）
2代	西平浩一	（平成11年6月1日～平成13年3月31日）
3代	有田禎二	（平成13年4月1日～平成15年3月31日）
4代	鈴木仁一	（平成15年4月1日～平成16年3月31日）
5代	山徳みゆ	（平成16年4月1日～平成18年3月31日）厚木HWC**兼務
6代	岡部英男	（平成18年4月1日～平成19年3月31日）厚木HWC**兼務
7代	長谷川嘉春	（平成19年4月1日～平成20年3月31日）
8代	河西悦子	（平成20年4月1日～平成20年8月31日）厚木HWC**兼務
9代	牧野ゆり子	（平成20年9月1日～平成24年3月31日）
10代	中澤よう子	（平成24年4月1日～平成25年3月31日）
11代	中井信也	（平成25年4月1日～令和3年3月31日）
12代	大久保久美子	（令和3年4月1日～令和5年3月31日）

※ 厚木HWC：厚木保健福祉事務所

(3) 機構及び所管事務 (令和4年4月1日)



(4) 職員の配置状況（令和4年4月1日現在）

	一般事務職	福祉職	医師	歯科衛生士	管理栄養士	保健師	狂犬病予防員	衛生監視員	自動車運転職	電話交換職	小計	再任用職員	臨時的任用職員	非常勤職員	総数
所 長			1								1				1
副 所 長	1										1				1
管理企画課	4					1				1	6	2		2	10
保健福祉課	1			1	2	3					7			4	11
保健予防課		2	3			6					11	3	1	2	17
環境衛生課							1	2			3	1		1	5
食品衛生課								5			5			1	6
合 計	6	2	4	1	2	10	1	7	0	1	34	6	1	10	51

(5) 施設の現況

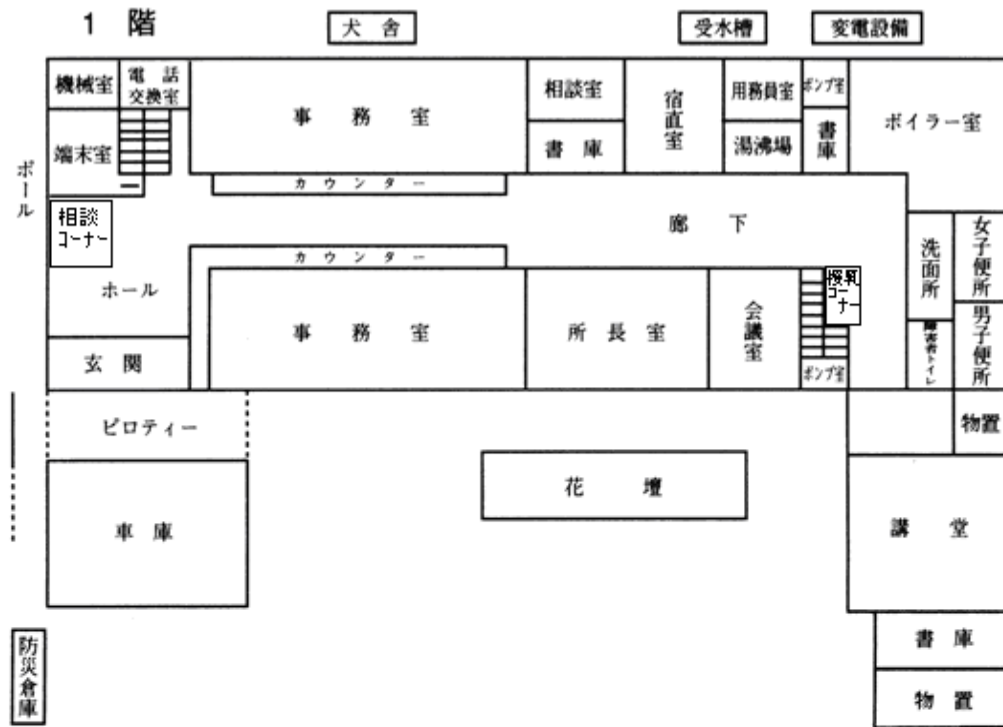
ア 土 地

用 途	所 在 地	面積m ²	所有区分	所有年月日
庁舎敷地	大和市中央1丁目5番26号	2,398.50	県有	昭和40年9月6日

イ 建 物

用 途	面積m ²	構 造	所有区分	取得年月日
庁舎	1,342.47	RC造2階建	県有	昭和40年3月31日
書庫及び倉庫	36.96	鉄筋平屋	県有	昭和44年7月18日
犬舎	7.04	コンクリートブロック平屋	県有	昭和44年7月18日
計	1,386.47			

ウ 庁舎平面図



(6) 予算執行状況

ア 収入状況

(単位：円)

	令和4年度(A)	令和3年度(B)	比較増減(A) - (B)
使用料及び手数料	14,209,774	12,301,484	1,908,290
財産収入	212,640	212,640	0
諸収入	77,330	51,030	26,300
計	14,499,744	12,565,154	1,934,590

イ 支出状況

(ア) 一般会計

(単位：円)

	決算額		
	令和4年度 (B)	令和3年度 (C)	比較増減 (B) - (C)
総務費	34,077,187	33,564,625	512,562
(総務管理費)	(34,077,187)	(33,564,625)	(512,562)
民生費	1,664,148	1,211,993	452,155
(社会福祉費)	(57,497)	(62,531)	(△5,034)
(児童福祉費)	(1,279,821)	(932,836)	(346,985)
(障害福祉費)	(145,565)	(73,607)	(71,958)
(老人福祉費)	(181,265)	(143,019)	(38,246)
衛生費	19,714,345	19,951,985	△237,640
(公衆衛生費)	(4,566,170)	(4,366,868)	(199,302)
(環境衛生費)	(469,728)	(433,978)	(35,750)
(保健所費)	(14,542,831)	(15,060,033)	(△517,202)
(医薬費)	(135,616)	(91,106)	(44,510)
計	55,455,680	54,728,603	727,077

(イ) 母子父子寡婦福祉資金会計

(単位：円)

	決算額		
	令和4年度 (B)	令和3年度 (C)	比較増減 (B) - (C)
母子父子寡婦 福祉資金	4,188	1,942	2,246
(事務費)	(4,188)	(1,942)	(2,246)

(7) 令和4年度主要事業の概要

ア 保健医療計画の推進

厚木保健福祉事務所と連携し、地域の保健医療の課題の解決に向けて取組みます。

また、平成28年10月に策定された地域医療構想については、課題の共有化を図るなどして関係機関と連携し、構想実現に向けた取り組みを実施します。

- ・ 県央地区保健医療福祉推進会議

イ 健康危機管理対策の推進

管内において食中毒、毒物劇物、感染症、飲料水、医薬品など何らかの原因により生命と健康の安全を脅かす事態が発生又は発生する恐れがある場合に、健康被害の発生予防、治療、拡大防止を円滑に行うため、それぞれのマニュアルに基づき対応します。

また、県央地域の災害医療対策については、厚木保健福祉事務所と連携し、関係機関との協議により検討を進めます。

- ・ 県央地域災害医療対策会議

ウ 学校、職域、地域の連携強化による健康づくり

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、「学校、職域、地域の連携強化による健康づくり」を推進します。

(ア) 職域のメンタルヘルス及び生活習慣病予防対策の推進

- ・ 県央地区地域・職域連携推進協議会

(イ) 児童生徒の健全な発育と健康の保持及び増進

- ・ 大和・綾瀬学校保健協議会

エ 母子保健事業の充実

地域の母子保健の課題とその対策を検討するために母子保健委員会を開催します。

小児慢性特定疾病児や長期療養児の在宅療養支援のために、個別支援の他、家族のつどい等を行います。特に、医療的ケア児とその家族への支援の充実を目指します。

また、身体面及び精神面において発達の変化が大きい思春期に関わる講演会や健康教育の実施、妊娠、出産、育児について正しい知識を得るために専門職を対象とした講演会を行います。

オ 食生活対策の充実

地域特性に応じた栄養・食生活対策を推進するために、地域食生活対策推進協議会を開催し、管内関係機関と協働し、支援体制の整備を行います。

消費者が適切な食生活を実践するために、必要な情報である食品の栄養成分表示等の活用について普及啓発を行います。

また、特定給食施設等に対し栄養管理等の指導・支援を行い、給食を通じた地域の健康づくりを推進します。

カ 歯科保健対策の充実

「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づき、歯及び口腔の健康づくり推進委員会を開催し、管内関係機関と連携して歯及び口腔の健康づくりを推進します。

生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりを推進するため、オーラルフレイル健口推進員の育成、重度う蝕ハイリスク幼児及び障害児等に対する歯科検診・指導や摂食機能の発達支援を行います。

また、歯科医師会や市とともに災害時歯科の体制づくりを推進します。

キ がん検診受診促進事業

県民および地域企業の事業主に対してがん検診を普及啓発し、がん検診の受診促進を図り、受診率の向上を目指します。また市町村、関係団体等と協力して、がん検診普及啓発セミナーに取組みます。

ク 健康づくりの推進

市が実施する健康増進事業の円滑な実施及び推進のため、健康増進事業のヒアリング、糖尿病重症化予防に関する会議及び医療保険課・国保連合会が行う国保データヘルス計画に基づく保健事業の推進等の事業に、厚木保健福祉事務所とともに協力をします。

また、データを活用できる人材育成や、健康増進課から提供された地域のデータを活用した地域課題の分析等につなげるための研修会を開催します。

ケ 感染症予防対策の推進

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症患者及びその接触者について疫学調査を実施するとともに二次感染防止のために保健指導を行います。

また、人権に配慮した迅速かつ適切な対応に努めるため、必要に応じて感染症診査協議会感染症部会を開催します。

感染症の発生状況を把握するため、届出による情報を収集し、また、観測定点を設け感染症発生動向調査を実施します。

さらに、感染症の感染拡大の防止に向けた情報の共有と、まん延防止に向けた推進体制の整備を図るため、新型インフルエンザ等地域医療体制対策会議・感染症対策会議を合同開催します。

コ 結核対策の推進

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核患者に対し医療機関等と連携した服薬完遂のために、DOTS (Directly Observed Treatment, Short-course: 直接服薬確認療法) を推進し、結核の予防上必要があると認める時は健康診断を実施し、感染拡大防止及び発病の早期発見に努めます。

サ エイズ対策の推進

青少年に対するエイズ、性感染症の正しい知識の普及・啓発のための講演会を実施します。

また、エイズに関する相談を随時行うとともに、原則火曜日の午後に匿名・無料でH I V検査を実施します。

シ 精神保健福祉対策の推進

精神疾患の早期発見・早期治療・再発予防を目的に相談・訪問を行うとともに、精神障害者の社会参加支援と障害への理解を深めることを目的に地域住民への普及啓発を図ります。

また、地域特性に応じた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域精神保健福祉連絡協議会、担当者会議、研修などを開催するとともに、措置入院者等に対して退院後に必要な医療等の包括的な支援を適切かつ円滑に受け取ることができるよう、本人の同意を得たうえで計画を作成し、退院後支援を行います。

ス 認知症高齢者等対策

認知症高齢者等とその家族に対して、保健師・ケースワーカー・精神科嘱託医による相談や家庭訪問を実施します。

また、若年性認知症を含め認知症に関する知識の普及を図るとともに、認知症高齢者等に関わる職員のスキルアップのための支援者対象研修会を開催します。

さらに、管内の認知症事業に関する取組み及び認知症等行方不明 SOS ネットワークの効果的な取組みを推進していくための管内認知症担当者連絡調整会議を実施します。

セ 難病患者支援対策の推進

指定難病患者に対し、医療費助成手続き等の支援を行います。難病患者及びその家族に対し、在宅療養を支援するため、保健師による相談や家庭訪問を行います。

また、関係機関と連携し、難病の方も地域で暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向け難病委員会を開催します。

ソ 食品の安全・安心の確保

食品営業施設の監視指導、食品等の収去検査、自主衛生管理の推進を3つの柱として、食品の安全・安心の確保推進に取り組みます。

特に全国的に多発するカンピロバクター、ノロウイルス及び寄生虫等を原因とした食中毒予防対策、食品等の検査による違反食品の排除、営業者が行う自主巡回指導活動の推進等について、指導、支援を行います。

また、食品衛生法の改正により制度化されたH A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point : 危害要因分析重要管理点) に沿った衛生管理について、監視や講習会等で運用状況の確認を行い、自主管理の徹底を図ります。

タ 快適な生活環境の充実

- (ア) 環境衛生営業施設（理・美容所・旅館等）に対して、監視指導や団体育成を実施し、自主管理を推進することにより衛生管理の向上を図ります。
- (イ) 快適な生活環境の確保のため、特定建築物や浄化槽等について、適正な維持管理指導を行うとともに、住まいと環境衛生に係わる相談も実施します。
- (ウ) 医薬品等の適正な使用・管理を推進するため、薬局等の監視指導を行い、自主管理体制の向上を図ります。
- (エ) 薬物乱用防止のため、関係機関・団体と連携し広報啓発に努めます。
- (オ) 動物の適正な飼養を啓発し、犬による危害発生防止に努めます。
- (カ) 住宅宿泊事業の健全な運営の確保に努めます。

(8) 各種計画・指針

ア 「神奈川県保健医療計画」(第7次)(平成30年3月改定)

- ・医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画で、県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向を明らかにするもの
- ・県民が、県の保健医療提供体制の実情を把握し、今後の施策の方向性について理解を深め、予防、治療や健康づくりに主体的に取り組むことを支援するもの
 - 【計画期間】2018(平成30)年度～2023(令和5)年度の6年間
 - 【基本理念と基本目標】
- ・基本理念：すべての県民が健やかに安心してくらす社会の実現に向けて、「誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」ことを基本理念とする。
- ・基本目標：患者が身近なところで、質の高い医療を安心して受けられるよう、医療機関、介護事業者、行政等の連携の下で、切れ目のない保健医療福祉サービスを提供する体制の整備

＜神奈川のめざすがた＞

誰もが元気でいきいきと暮らしながら、必要なときに身近な地域で質の高い医療・介護を安心して受けられる神奈川

イ 「神奈川県地域医療構想」(平成28年10月策定)

- ・団塊の世代が75歳以上になる2025(令和7)年のあるべき医療提供体制の構築に向けた長期的な取組みの方向性を示すもの(「神奈川県保健医療計画」に位置付け)
 - 【策定根拠】医療法第30条の4第2項第7号及び第8号
 - 【計画期間】2025(令和7)年まで
 - 【基本方針】
- ・地域の病院、診療所関係者や医療保険者などと話し合いながら、それぞれの地域で必要な病床機能の確保、在宅医療の充実、医療従事者の確保に向けて取り組む

- ウ 「かながわ健康プラン2 1（第2次）」～「健康寿命 日本一」をめざして～（平成25年3月策定）
- ・県の総合計画である「かながわグランドデザイン」の個別計画であるとともに、健康増進法第8条の規定により、各都道府県が策定する、住民の健康増進の推進に関する施策についての基本的な計画（都道府県健康増進計画）である。

【計画期間】2013（平成25）年度～2023（令和5）年度の11年間

【取組みの主な目標】

- (ア) がんや高血圧性疾患などの主な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- (イ) 社会生活を営むために必要な心身の機能の維持及び向上
- (ウ) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (エ) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善の促進

- エ 「第8期かながわ高齢者保健福祉計画」（令和3年3月改定）

～高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり～

- ・介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施するために、将来の高齢者を取巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定し3年間で推進する。

【計画期間】2021(令和3)年度～2023(令和5)年度の3年間(3年ごとに見直し)

【基本目標】「高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり」の実現

- (ア) 「安心して暮らす」…医療や介護、予防などのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築の推進
- (イ) 「元気に暮らす」…高齢者が、住み慣れた地域や家庭において、健康で、元気に暮らすことができるよう、自立した生活の支援や生活習慣病の予防などの健康づくりの推進
- (ウ) 「いきいきと暮らす」…高齢者の経験、知識等をいかした就業や社会参画活動を通して、いきいきと暮らせるよう、生きがいつくりの推進

- オ 「神奈川県保健医療救護計画」（令和2年10月改定）

- ・大規模災害に備え、県民の生命と健康を守るための保健医療体制と活動内容を定めたもの

【基本的な考え方】

- ・広域的な災害だけでなく、局地災害にも対応できる保健医療体制の確立
- ・「県災害医療コーディネーター」、「地域災害医療コーディネーター」を活用した保健医療体制の構築と発災時の迅速かつ的確な保健医療活動の実施
- ・他の都道府県等からの受援体制と他都道府県への応援派遣体制の整備

- カ 「かながわ自殺対策計画」（平成30年3月策定）

- ・自殺対策基本法に基づく法定計画である「都道府県自殺対策計画」とし、県の総合計画を補完する個別計画として位置付け。自殺を考えている人を、一人でも多く救うことをめざす。

【計画期間】2018(平成30)年度～2022(令和4)年度の5年間

キ 「神奈川県がん対策推進計画」(平成30年3月策定)

【基本理念】がんを知り、がんと向き合い、がんの克服を目指す神奈川づくり

【計画期間】2018(平成30)年度～2023(令和5)年度の6年間

ク 「第4次神奈川県食育推進計画(食みらい かながわプラン2023)」(令和5年3月策定)

- ・食育基本法に基づく「都道府県食育推進計画」とし、県の総合計画を補完する個別計画として位置付け、県の食育推進の方向性、目標等を定めるとともに、県が取り組むべき施策を明らかにする。

【計画期間】2023(令和5)年度～2027(令和9)年度の5年間

ケ 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」(令和3年10月一部改定)

- ・県民、県、市町村、関係団体が各ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりについて、どのように取り組むべきか方向性を示したもの

【計画期間】2013(平成25)年度～2022(令和4)年度の10年間